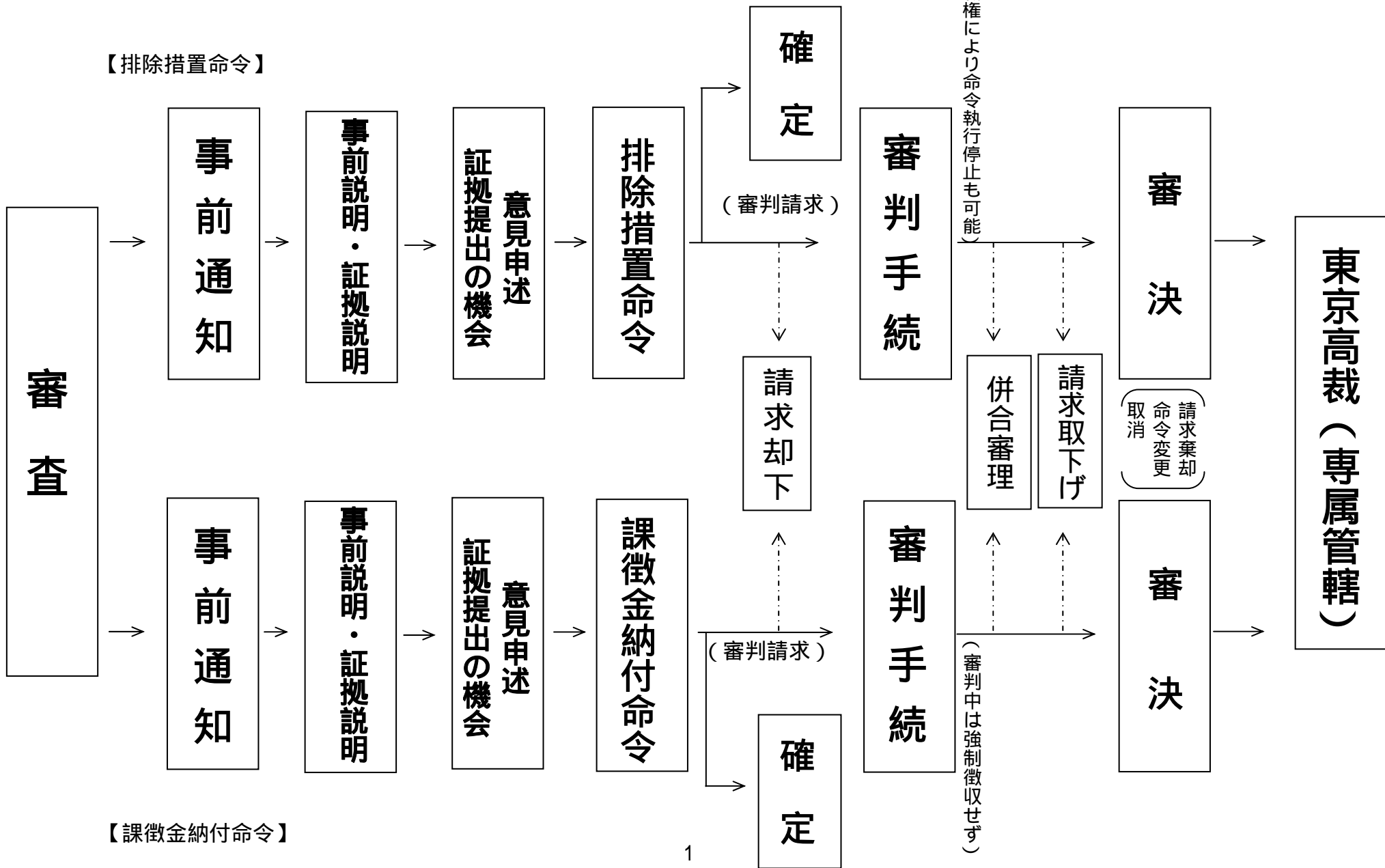
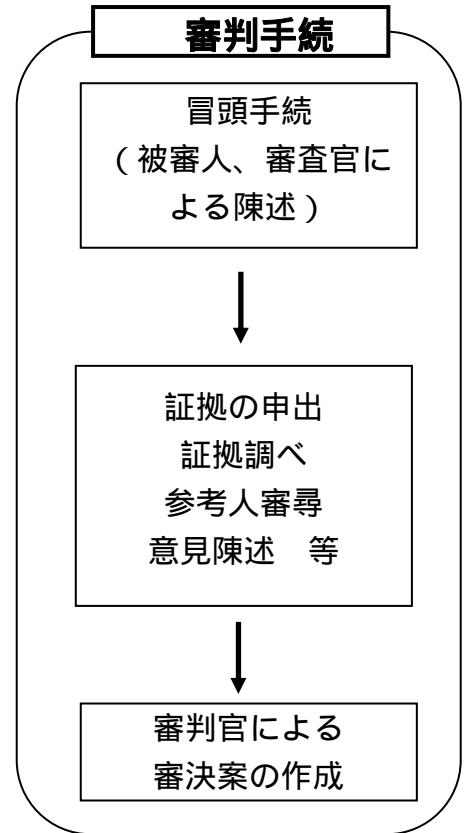
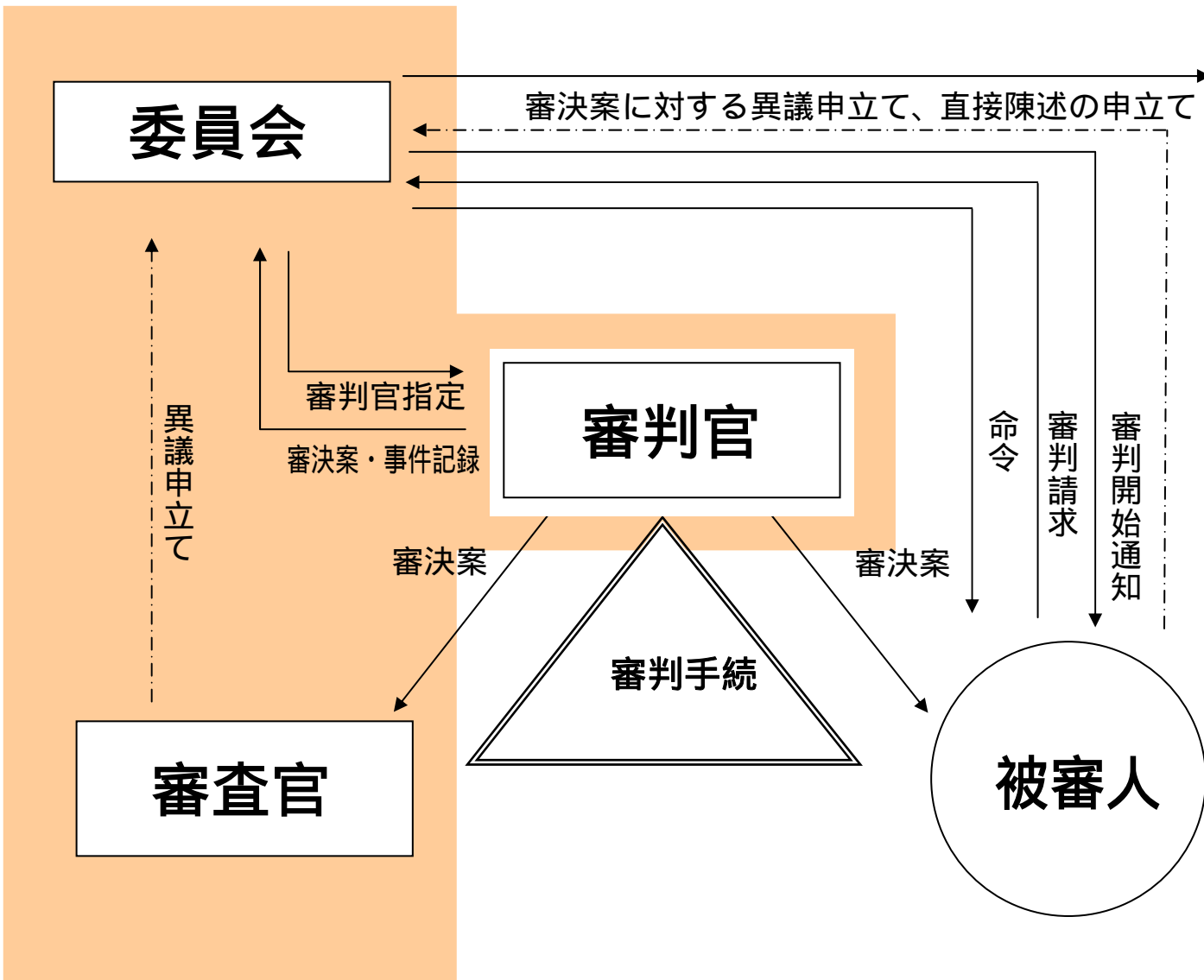


独占禁止法における手続の流れ



独占禁止法

事件記録、異議申立書、聴取した陳述に基づき審決案を調査し、
 ア 審決案と同じ審決
 イ 審決案と異なる審決
 ウ 自ら審判を開き審判手続再開
 エ 審判官にさらに審理するべき点を指示し審判手続再開



* ~ は審判官によって審判手続が行われる場合

独占禁止法上の審判官に関する規定

【独占禁止法】

第 35 条

- 3 事務総長は、事務総局の局務（第 56 条第 1 項の規定により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。）を統理する。
- 7 審判手続（審決を除く。）の全部又は一部を行わせるため、事務総局に審判官を置く。
- 8 審判官の定数は、政令で定める。
- 9 審判官は、事務総局の職員のうち、審判手続を行うについて必要な法律及び経済に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者と認められる者について、公正取引委員会が定める。

第 56 条 公正取引委員会は、審判手続を開始した後、事件ごとに審判官を指定し、公正取引委員会規則で定めるところにより、第 41 条の規定による調査の囑託及び第 47 条第 1 項各号に掲げる処分のほか、その後の審判手続（審決を除く。次項、第 63 条及び第 64 条において同じ。）の全部又は一部を行わせることができる。ただし、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の審査に関与したことのある者については、指定することができない。

【公正取引委員会事務総局組織令】

第 22 条 審判官の定数は、七人とする。

【公正取引委員会の審判に関する規則】

- 第 12 条 委員会は、審判手続を開始した後、法第五十六条第一項の規定により事件ごとに審判官を指定し、当該事件に係る審判手続の全部又は一部を行わせることとしたときは、その氏名を被審人又はその代理人に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、審判官に行わせる審判手続の範囲を限定するときは、委員会は、前項に規定する審判官の氏名に加えて、審判官に審判手続を行わせる範囲についても被審人又はその代理人に通知しなければならない。

- 3 第一項の場合において、複数の審判官に審判手続を行わせることとしたときは、委員会は、その審判官のうち一人を審判手続に係る事務を指揮する者として指名し、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。
- 4 前項に規定する場合においては、当該事件に係る審判手続における審判官の処分は、この規則に別段の定めがある場合を除き、当該複数の審判官の合議体が行う。この場合において、合議体の合議は、過半数により決する。

第13条 審判官は、法第五十六条の規定及びこの規則の定めるところにより、審判手続に関して委員会の有する権限を行使するものとする。

- 2 審判官は、その職務を公正迅速に、かつ、独立して行わなければならない。

審判件数

	平成14年度				平成15年度				平成16年度			
	本案 ^(注1)		課徴金	合計	本案		課徴金	合計	本案		課徴金	合計
前年度からの引継ぎ	7		54	61	8		75	83	17		123	140
年度中の審判開始決定	2		28	30	14		63	77	20		12	32
審決 (平均審理日数)	審判 審決	同意 審決	課徴金の納付 を命ずる審決	合計	審判 審決	同意 審決	課徴金の納付 を命ずる審決	合計	審判 審決	同意 審決	課徴金の納付 を命ずる審決	合計
	1 (496日)	0	7 (513日)	8	2 (1187日)	3 ^(注2) (66日)	14 (369日)	19	1 (365日)	7 ^(注2) (614日)	32 (654日)	40
打切り	0		0	0	0		1	1	0 ^(注3)		2	2
年度末における 審判係属中の事件	8		75	83	17		123	140	29		101	130

(注1) ここでは排除勧告を応諾しない場合に開始される審判をいう。

(注2) 一部の被審人のみに対する同意審決であり、残る被審人について審判手続係属中であるものを除く。

(注3) 一部の被審人のみについての打切りであり、残る被審人について審判審決を行ったものを除く。

(参考) 過去3年間に審決がなされた事件のうち審理日数が最長のもの

【本案】株式会社東芝及び日本電気株式会社に対する件 1666日(平成15年6月27日審決)

【課徴金】出光興産(株)ほか5名に対する件 1548日(平成17年2月22日審決)

(公正取引委員会事務総局から提供された情報を基に作成)

公正取引委員会の事件処理過程における手続保障

1 立入調査時

被疑事実の要旨等の告知 被疑事実の要旨等を記載した文書を交付（審査規則 20 条）

* 弁護士秘匿特権、弁護士立会権に関する規定はない（弁護士秘匿特権は認めていない。弁護士の立入調査への立会自体は拒否していない）。

2 調査終了まで

留置物の閲覧・謄写 事件審査に特に支障を生じることとならない場合には閲覧・謄写可能（審査規則 18 条）。

* 調書の閲覧・謄写、供述録取時の弁護士立会に関する規定はない（これらについては認めていない）。

3 排除措置命令等の事前手続

予定される排除措置命令の内容等を記載した文書を送付するとともに、事前説明を受ける者に係る委員会の認定した事実等を基礎付けるために必要な証拠の説明を行う（審査規則第 24 条、第 25 条、29 条）。

4 不服審査（審判手続）時の証拠開示

審査官より提出された証拠は、被審人に開示される。

被審人は、審判官に対し、審査官が所持する資料の提出を命じることを申し立てることができる。

< 審判規則第 45 条 >

「書証の申出は、文書を提出し、又はこれを所持する者にその提出を命ずることを申し立てて、これを行わなければならない。」

（公正取引委員会事務総局から提供された情報を基に作成）